

出産育児一時金の請求について（受取代理制度利用者）

受取代理制度を利用した場合の出産育児一時金

被保険者が出産予定の医療機関を受取代理人として、出産育児一時金★を事前に健保組合へ申請することにより、医療機関が健保組合から出産育児一時金を受け取る制度です。なお、出産費が出産育児一時金の支給額に満たない場合は、差額が健保組合から被保険者に支給されます。女性被保険者（社員）が出産した場合の付加給付（1児につき10万円）についても、健保組合から支給されます。 ※喪失後の出産、被扶養者の出産には付加給付はありません。

★…1児につき50万円（産科医療補償制度未加入分娩機関での出産や、妊娠22週未満の出産（死産含む）は48.8万円）が支給されます。

※産科医療補償制度加入分娩機関検索サイト

<http://www.sanka-hp.icqhc.or.jp/>

■被保険者資格喪失後の給付受給条件

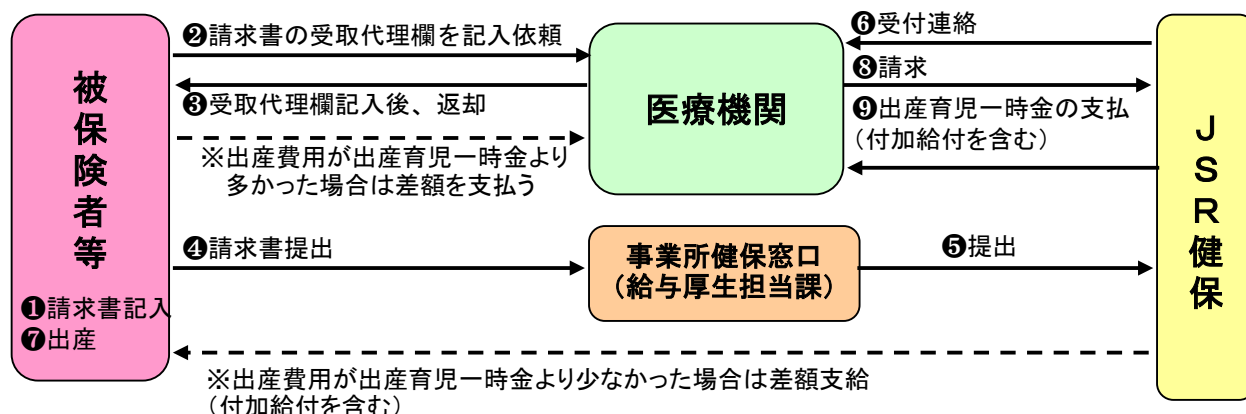
※付加給付（10万円）は支給されません。

退職日まで継続して1年以上被保険者期間（任意継続被保険者期間除く）があった方が、退職後（または任意継続被保険者資格喪失後）6ヵ月以内に出産したときが条件。但し、資格喪失後に加入した健保から受給する場合は、当健保からは支給されません。

対象者

受取代理制度を利用する方で、**出産予定日まで2ヶ月以内の方**

受取代理の全体イメージ



提出書類

※書類は、**出産予定日の2ヶ月以内となってから**提出して下さい。

① 出産育児一時金請求書（受取代理用） ⇒別紙

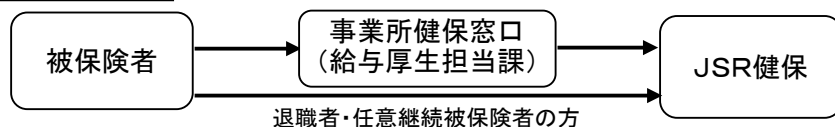
所定事項を記入し、医療機関から受取代理人欄に記入、捺印を受けて提出して下さい。医療機関が受取代理に同意されない場合は、本制度はご利用できません。

② 出産育児一時金不支給証明書（退職後6ヶ月以内に出産される方のみ） ⇒別紙

下記に該当の方は、重複受給を避けるため、**出産後**、証明を受けて提出して下さい。

- ・被保険者（社員）が喪失後6ヶ月以内に出産→喪失後（出産時）加入健保の証明
- ・被扶養者（家族）が前職の被保険者資格喪失後6ヶ月以内に出産→以前加入健保の証明

提出ルート



注意点

- 海外の医療機関で出産される場合は、受取代理の対象外となります。
- 予定していた医療機関以外で出産することになった場合は、すみやかに健保組合までご連絡下さい。
- 出産予定の医療機関が受取代理を利用できない場合があります。予め医療機関へご確認下さい。